

新居浜工業高等専門学校における冷暖房設備の使用に関する申合せ

校 長 裁 定

制定 令和元年6月17日

最終改正 令和4年6月16日

(目的)

第1 この申合せは、新居浜工業高等専門学校における冷暖房設備（以下、「空調機」という。）の円滑な運用及び省エネルギーに資することを目的とする。

(期間及び時間)

第2 空調機を使用できる期間及び時間は、原則として別表1のとおりとする。ただし、気象条件により変更することができる。

2 気象条件による変更は、室内温度が冷房においては28℃を超過するとき、暖房においては18℃を下回るときを目安に、環境保全委員会において前倒し、延長等を決定する。

(運転管理)

第3 空調機の運転管理は、使用責任者が使用者の体調維持に配慮するとともに、省エネルギーに努めるものとする。

2 空調機の運転に当たっては、室内温度が冷房においては28℃、暖房においては18℃を維持するよう設定温度を調整するものとし、空室となる場合は、必ず運転を停止しなければならない。

(使用制限)

第4 空調機の使用状況により、契約電力のデマンド値を超過することが予測される場合は、総務課長が行う使用中止等の指示に従わなければならない。

(時間外使用)

第5 別表第1に示す時間外において空調機を使用する場合は、事前に当該室の使用責任者が環境保全委員長に使用の許可を得るものとする。

(適用除外)

第6 第1から第5の定めは、実験研究等に使用する部屋、保健管理センター、防災センター、情報教育センターネットワーク基幹室、八雲荘、尚友会館（売店及び学生食堂厨房）、全学生寮、学寮管理棟静養室及び学寮食堂厨房については適用しない。ただし、実験研究等に使用する部屋は、実験研究中に限るものとする。

2 学校行事等で設定温度の変更を要する場合は、事前に当該室の使用責任者が環境保全委員長に設定変更の許可を得るものとする。

(その他)

第7 この申合せに定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則（令和元年6月17日 制定）

1 この申合せは、令和元年6月17日から施行する。

2 新居浜工業高等専門学校冷暖房使用細則（平成16年9月28日細則第2号）は、廃止する。

附 則

この申合せは、令和4年6月16日から施行する。

別表1

区 分	冷 房（室内温度28℃目安）	
	期 間	時 間
各課事務室	7月1日から9月30日まで （休日を除く。）	在室時間中のみ
教員室 各学科・科事務室 会議室 その他区分欄に表示のない部屋	同 上	同 上
各種教室	7月1日から9月30日まで （休日（各種試験日を除く。）を除く。）	8時30分から16時までの 在室時間中のみ
学生食堂	7月1日から 9月30日まで （休日を除く。）	開店時間中のみ
尚友会館1階 談話室	同 上	10時から16時30分まで
学寮食堂	7月1日から9月30日まで （夏季休業期間を除く。）	7時15分から 8時15分まで 11時45分から13時05分まで 16時45分から19時30分まで
図書館閲覧室	7月1日から9月30日まで （休館日を除く。）	開館時間中のみ
学寮当直室 守衛室	7月1日から9月30日まで	在室時間中のみ

区 分	暖 房（室内温度18℃目安）	
	期 間	時 間
各課事務室	12月1日から3月31日まで （休日を除く。）	在室時間中のみ
教員室 各学科・科事務室 会議室 その他区分欄に表示のない部屋	同 上	同 上
各種教室	12月1日から3月31日まで （休日（各種試験日を除く。）を除く。）	8時30分から16時までの 在室時間中のみ
学生食堂	12月1日から3月31日まで （休日を除く。）	開店時間中のみ
尚友会館1階 談話室	同 上	10時から16時30分まで
学寮食堂	12月1日から3月31日まで （冬季・学年末休業期間を除く。）	7時15分から 8時15分まで 11時45分から13時05分まで 16時45分から19時30分まで

図書館閲覧室	12月1日から3月31日まで (休館日を除く。)	開館時間中のみ
学寮当直室 守衛室	12月1日から3月31日まで	在室時間中のみ